

あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 27 日 告示第 42 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定め、円滑な補助金交付を行うことにより、若年層のあさぎり町（以下「町」という。）への移住・定住及び町をはじめとした人吉球磨地域等への就職を促進し、活力ある町を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (2) 補助事業 次条第 1 号アからオまでに掲げる奨学金を返還する事業をいう。
- (3) 補助対象期間 1 回目の補助金の交付申請を行う日の属する月（以下「初回交付申請月」という。）の前月から起算して前 12 か月及び初回交付申請日から起算して 24 か月の期間をいう。
- (4) 補助事業期間 補助対象期間中に補助事業を実施する期間をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に次のアからオまでのいずれかの奨学金の貸与を受けた者
 - ア あさぎり町奨学金
 - イ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金
 - エ 熊本県育英資金
 - オ その他町長が認める奨学金
- (2) 補助事業期間中、奨学金の返還を遅滞なく行っている者
- (3) 第 6 条第 1 項に規定する補助事業の実施承認申請日における年齢が 30 歳以下である者
- (4) 補助事業期間中、町に住所を有している者
- (5) 次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 令和7年4月1日時点、または以降に人吉球磨地域等の事業所等に就職し、補助事業期間中、継続して雇用されている者
- イ 令和7年4月1日時点、または以降に人吉球磨地域等で起業し、補助事業期間中、継続して起業した事業を行っている者
- (6) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業を行う事業を起業していない者又は当該事業を行う事業所等に雇用されていない者
- (7) 町税等（町税、県民税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (8) 国、都道府県又は他の市町村による奨学金の返還に関する補助金等の交付を受けていない者
- (9) あさぎり町暴力団排除条例（平成23年条例第20号）第2条第2項に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助事業期間中の奨学金の返還額とする。ただし、第7条に規定する実施承認通知後に行う奨学金の繰上げ償還による増額分は補助対象経費に含まないものとする。

2 前条第1号アからオまでに掲げる奨学金のうち複数の奨学金の返還を行っている場合は、その総額を補助対象経費とする。

3 第10条の規定による交付申請に係る各回の補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、各回の交付申請につき20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の実施承認申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）

は、補助事業期間の開始前までに、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業実施承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- (2) 奨学金の全体の返還計画を確認することができる書類の写し
- (3) 就労証明書（様式第1号の2）（第3条第5号アに該当する者に限る。）
- (4) 雇用保険被保険者証の写し（第3条第5号アに該当する者のうち非正規雇用者に限る。）

(5) 登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類（第3条第5号イに該当する者に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助事業の実施承認申請は、一人につき1回を限度とする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付を1回も受けていない場合に限り、再度実施承認申請を行うことができるものとする。

(補助事業の実施承認等)

第7条 町長は、申請予定者から補助事業の実施承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときはあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業実施承認通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときはあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業実施不承認通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(補助事業実施計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業実施計画変更・中止承認申請書（様式第4号。以下「計画変更・中止承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業期間中の奨学金の返還計画を変更しようとするとき（奨学金の返還額に変更がない場合及び第4条第1項ただし書に規定する奨学金の繰上げ返還を行った場合を除く。）。

(2) 補助事業期間中に住所を変更しようとするとき。

(3) 補助事業期間中に就労状況等に変更があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施承認申請内容に変更があったとき。

(補助事業実施計画の変更等承認通知)

第9条 町長は、計画変更・中止承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業実施計画変更・中止（承認・不承認）通知書（様式第5号）により、その結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 第7条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者のうち、補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表第2に定める各回ごとの交付申請期間内に、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業期間中の奨学金の返還額を証する書類の写し

(2) 就労証明書（様式第7号）（第3条第5号アに該当する者に限る。）

- (3) 雇用保険被保険者証の写し（第3条第5号アに該当する者のうち非正規雇用者に限る。）
 - (4) 登記事項証明書、個人事業の開業・廃業等届出書等の自らの業を営むことを証する書類（第3条第5号イに該当する者に限る。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請は、一人につき3回を限度とする。
- （補助金の交付等の決定）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときはあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、不適当と認めるときはあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金不交付決定通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第12条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた後、速やかにあさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書を受け付けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。
- （補助金の交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付申請者が提出した書類に虚偽その他不正があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の交付決定通知を受けた者に対し、あさぎり町奨学金返還若者就労支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- （補助対象期間に令和7年度に属する月が含まれる者に関する特例）
- 2 令和8年度の補助金交付申請予定者のうち、補助対象期間に令和7年度に

属する月が含まれる者については、第6条、第7条、第8条及び第9条の規定は適用しない。

- 3 前項の場合において、第3条第3号中「補助事業の実施承認申請日」とあるのは「補助金の交付申請を行う日」と、第10条中「第7条の規定により補助事業の実施承認通知を受けた者のうち、補助金の交付を申請しようとする者」とあるのは「補助金の交付を申請しようとする者」と、「次に掲げる書類等」とあるのは「奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し、奨学金の全体の返還計画を確認することができる書類の写し及び次に掲げる書類等」とする。
- 4 附則第2項の規定の適用を受けた者のこの要綱に基づく2回目以降の補助金申請における第10条第2項の規定の適用については、同項中「一人につき3回」とあるのは、「一人につき2回」とする。

別表第1（第4条関係）

申請回数	補助対象経費
1回目	補助対象者が初回交付申請月の前月から起算して前12か月の期間中に返還した奨学金の返還額
2回目	補助対象者が初回交付申請月から起算して12か月の期間中に返還した奨学金の返還額
3回目	補助対象者が2回目の交付申請日の属する月から起算して12か月の期間中に返還した奨学金の返還額

別表第2（第10条関係）

申請回数	交付申請提出期間
1回目	補助事業期間の開始月から起算して12か月後の翌月
2回目	初回交付申請月から起算して12か月後の翌月
3回目	2回目の交付申請月の属する月から起算して12か月後の翌月